

【資料１】

動物にやさしい秋田PR業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する動物にやさしい秋田PR業務委託（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 動物にやさしい秋田PR業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料２】動物にやさしい秋田PR業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和８年２月２７日（金）
- (4) 委託額の上限 委託額 １，８００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和７年４月１６日（水）から
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和７年５月２日（金）午後５時まで
- (3) 上記質問に対する回答 令和７年５月９日（金）
- (4) 参加資格確認申請の期限 令和７年５月１２日（月）午後５時まで
- (5) 参加資格の確認結果の通知 令和７年５月１５日（木）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和７年５月２０日（火）午後５時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和７年５月２７日（火）午後５時まで
- (8) 審査による契約者の選定（予定） 令和７年６月１０日（火）
- (9) 審査結果通知（予定） 令和７年６月１６日（月）以降
- (10) 契約締結（予定） 令和７年６月１６日（月）以降

3 参加資格要件

本業務の企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

4 企画提案競技の手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県生活環境部生活衛生課 食品安全・動物愛護チーム

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎5階）

電 話 018-860-1593

F A X 018-860-3856

メールアドレス seikatsueiseika@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

企画提案競技に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載する。

<掲載書類>

- ア 【資料1】企画提案競技実施要領（本書）
- イ 【資料2】仕様書
- ウ 【資料3】審査会設置要綱
- エ 【資料4】審査要領
- オ 【参考資料】施設パンフレット
- カ （様式1）実施要領等に関する質問票
- キ （様式2）企画提案競技参加資格確認申請書
- ク （様式3）会社概要
- ケ （様式4）企画提案競技参加資格確認申請受付票
- コ （様式5）企画提案競技参加辞退届
- サ （様式6）企画提案書提出届
- シ （様式7）企画提案書

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、（様式1）実施要領等に関する質問票により受け付ける。

- ア 受付期間
公募開始日から令和7年5月2日（金）午後5時まで
- イ 受付場所
事務局
- ウ 提出方法
電子メールに限る。
- エ 回答方法
秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペーコンペ情報」に掲載する。
- オ 回答期限
令和7年5月9日（金）

(4) 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次の申請書類を期限までに事務局に提出すること。

- ア 提出書類
 - ①（様式2）企画提案競技参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）
 - ②（様式3）会社概要
 - ③（様式4）企画提案競技参加資格確認申請受付票
- イ 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時まで

ウ 参加資格の確認結果

令和7年5月15日（木）に電子メール及び書面により通知する。

エ 留意事項

- ①提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。
- ②提出期限までに申請書類を提出しない者は、企画提案競技に参加できない。
- ③提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限まで必着となるよう提出すること。
- ④（様式3）については、様式が求める事項が記載された会社パンフレット等の既存資料に代えることができる。

（5）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により参加を辞退する場合には、（様式5）企画提案競技参加辞退届を提出すること。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

電子メール又は持参

エ 回答方法

県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して郵送により書面でその理由を説明する。

（7）企画提案書の作成及び提出

参加資格を認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

- ①（様式6）企画提案書提出届
- ②（様式7）企画提案書
- ③見積書（任意様式）
- ④（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）賃金水準の向上に関する取組を評価する次の資料
 - ・直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）
 - ・「パートナーシップ構築宣言」の写し

<確認書類>

算出方法	区分	確認書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(ア) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(イ) 税理士または公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(ウ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(エ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	「パートナーシップ構築宣言」の写し
----------------------	-------------------

(ア)「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

(イ)秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(ア)に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ)「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

(エ)秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として(ウ)に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

⑤(女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合)女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料

- ・(従業員数 100 人以下の企業に限る)労働局の受付印が押印された女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・変更届の写し
- ・知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
- ・法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)に関する認定通知書の写し
- ・秋田県知事表彰(女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し

イ 提出期限

令和7年5月27日(火)午後5時まで

ウ 提出部数

①企画提案書は正本1部、副本5部

正本は、所在地、商号、代表者職氏名を記入し、押印の上で提出すること。

②見積書は正本1部

企画提案書の内容を実施するための費用を明らかにした見積書(秋田県知事あて)に、所在地、商号、代表者職氏名を記入し、押印の上で提出すること。

なお、総額は、「1 業務内容」の「(5) 委託額の上限」に定める委託額を超えない範囲として、内訳も示すこと。

③賃金水準の向上に関する取組を評価する資料は正本1部

④女性の活躍推進に関する取組を評価する資料は正本1部

エ 留意事項

①提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限内必着とします。

②提出できる企画提案書等は、1案のみとする。

③提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

④一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

【資料3】審査会設置要綱に基づき、実績、内容の充実性、実行能力・体制、費用の妥当性等について総合的に審査を行う。

(2) 審査・選定方法等

ア 審査日

令和7年6月10日（火）午後2時から午後4時（予定）

イ 審査方法

企画提案書等について、プレゼンテーション（説明15分、質疑応答10分）による審査を行う。モニターやプロジェクターは使用せず、企画提案書等によるプレゼンテーションとする。詳細な時間については、参加者に後日連絡する。

ウ 選定

内容の総合評価を行い、第1順位者を委託候補者として選定します。

エ 審査結果の通知及び公表

令和7年6月16日（月）以降に、電子メール及び書面により通知するほか、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の協議を行う。

(3) 苦情の申し立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則4号）177条第1項の規定により、委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として県に納付する必要がある。又は、それに代わる担保を提出する。ただし、同規則第178条第3号に該当し、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められる場合は免除する。

イ 受託者が支払った契約保証金は、同規則第179条の規定により還付する。

(2) 企画提案書と追加業務等について

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約締結時の仕様書の一部として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者との協議により内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 参加者が県に提出した書類は返却しない。
- (3) 企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 企画提案競技に要した費用は、参加者の負担とする。